

中野区男女共同参画基本計画（第5次）

進捗状況調査報告書

（令和6年度実績）

令和7年（2025年）10月
中野区

目次

中野区男女共同参画基本計画（第5次） 進捗状況報告書《成果指標》

将来像	施策の方向性	成果指標	実績			計画における目標値	評価と令和7年度以降の予定や課題	所管		
			計画策定時	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)			部	課	
将来像1 ワーク・ライフ・バランス とすべての人の 活躍推進	仕事と生活の両立支援	区内介護サービス事業所従事者に対する離職者の割合 出典：介護人材実態調査	令和4年度	15.6%	-	-	10.2%	・人材定着に向け、事業所向けの研修や資格取得時の費用助成等を実施していく。	地域支えあい 推進部	介護保険課
		学童クラブ待機児童数 出典：中野区資料	令和5年度	83人	同左	8人 0人	30%	・令和6年度は8人の待機児童が発生したが、需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を実施し令和7年度の待機児童数は0人であった。 ・今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する。	子ども教育部	育成活動推進課
	誰もが働きやすい職場 づくりの推進	職場における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	令和4年度	25.3%	22.1%	24.0%	60%	・区民・事業者向けの啓発の少なさが課題としてあるため、区内経済団体、東京都と連携し、区民・事業所向けに講座等を実施していく。	企画部	企画課
		区における男性職員の育児休業取得率（取得期間1か月以上） 出典：中野区資料	令和4年度	50.0%	75.0%	73.5%	88%	・男性の育児休業体験談の作成等の取組みにより、目標値を達成してため、目標値の設定内容について検討していく。	総務部	職員課
	就労、起業、キャリア 形成への支援	区内における女性の就業率（25歳から44歳） 出典：国勢調査	令和2年度	83.0%	-	-	30%以上	・多様な生き方・働き方があることを前提に、誰もが生き生きと働くことができる環境づくりに向けて、就労やキャリア形成における支援を実施していく。	企画部	企画課
		区における女性管理職の割合 出典：中野区資料	令和5年度	20.0%	同左	21.4%	30%以上	・女性の管理職への昇任意欲の醸成が不足している点が課題としてあるため、現役管理職を交えた交流会などを開催し、昇任への不安の払拭や昇任意欲の醸成を図っていく。	総務部	職員課
	地域社会における男女 共同参画の推進	地域の活動に参加した区民の割合 出典：健康福祉に関する意識調査	令和4年度	20.9%	-	-	25%	・町会・自治会、友愛クラブ、保護司会などの団体が、地域のために活動できるように、助成金の支給や、運営・広報の支援などを行った。以後も、こうした支援を継続することで、地域活動がさらに活発になり、地域の行事や活動に参加する区民の増加につなげる。	地域支えあい 推進部	地域活動推進課
		女性委員の比率が4割を満たす審議会等の割合 (委員3人の場合で男女比2対1なら可) 出典：中野区資料	令和5年度	58.7%	同左	61.3%	63%	・参画率調査の際に目標数值を明記し、周知を図るとともに、目標値に満たない審議会等所管課に對し、具体的な対策等の提示を求めていく。	企画部	企画課
将来像2 男女平等社会 の実現に向け た理解促進及 び意識変革	男女共同参画意識の向 上	社会全般における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	令和4年度	13.8%	12.3%	14.8%	20%	・固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女双方の意識改革と理解の促進を図る取組を進めていく。	企画部	企画課
		固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合 出典：男女共同参画意識調査	令和4年度	81.2%	-	-	87%	・固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女双方の意識改革と理解の促進を図る取組を進めていく。	企画部	企画課
	人権と多様性を尊重 し、認め合う意識の醸 成	学校教育の場における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	令和4年度	33.0%	41.1%	46.4%	55%	・男女共同参画週間等の啓発を進めるとともに、区内小中学校、高校、大学等と連携した事業を実施していく。	企画部	企画課
		国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	令和4年度	48.2%	45.2%	44.6%	66%	・人権・多様性の啓発に寄与する事業やイベントを実施し、多様な人たちがお互いを尊重できる気運を醸成する。	企画部	企画課
将来像3 安全・安心な 暮らしの実現	あらゆる暴力の根絶	DV被害者のうち、相談をした人の割合 出典：男女共同参画意識調査	令和4年度	29.8%	-	-	36%	・DVの根絶に向け、早期相談・発見できる体制の充実及び相談しやすい環境の整備を進めていく。	企画部	企画課
		「データDV」の認知度 (言葉も内容も理解) 出典：区民意識・実態調査	令和4年度	31.8%	34.5%	34.7%	39%	・区内小・中学校、高校、大学等と連携し、データDVに関する講座や防止啓発冊子の配布を実施することにより、若年層への啓発機会を図っていく。	企画部	企画課
	生活上の困難に対する 支援	経済的に困窮する女性を対象とした就労支援を受け就労につながった女性の割合 出典：中野区資料	令和4年度	77.8%	67.7%	61.7%	79%	・第5次計画による目標値を達成するため、中野就職サポート、中野就労セミナー、中野くらしサポート、生活援護課就労支援員及びケースワーカーの連携体制を維持し、適切な支援を行っていく。	健康福祉部	生活援護課
		ひとり親家庭の生活困難層の割合 出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査	令和元年度	33.9%	-	28.1%	31.9%	・住宅支援事業を新たに開始するなど、ひとり親家庭支援の取り組みを進めた。調査結果では計画目標値を達成したが、引き続き必要な支援についてのニーズの把握や事業検討に取り組んでいく。	子ども教育部	子育て支援課
	生涯にわたる健康支援	妊娠届提出者に係る支援プラン作成割合 出典：中野区資料	令和4年度	84.7%	95.0%	93.4%	90%	・妊娠届出を提出してから支援プランを作成するかんがる一面接迄の期間（妊娠20週以降）に区内転出により、前年度よりプラン作成割合が減っている。	地域支えあい 推進部	地域包括ケア推進課
		自身の健康状態が「よい」と思う区民の割合 出典：健康福祉に関する意識調査	令和4年度	81.9%	-	-	90%	・成果指標が3年に1回の健康意識調査をもとにしているため、令和5～6年の実績は出せない。予定している令和7年度の調査結果から、今後の課題を検討したい。	健康福祉部	保健企画課

中野区男女共同参画基本計画（第5次）進捗状況報告書《主な取組》

将来像	施策の方向性	主な取組		令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管			
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況		部	課		
将来像1 ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進										
仕事と生活の両立支援										
1	ワーク・ライフ・バランス関連事業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた区民・事業者向け事業を実施します。事業所向け講座の実施にあたっては、区内経済団体との共催を図ります。	B：全部もしくは一部実施できなかつたが、次年度以降に実施予定	・ 東京都労働相談情報センターとの共催講座の実施 「多様な性ハラスメントについて考える」 ～職場における労働者について～ 実施日：令和6年10月15日、10月16日 参加者：25名	・ 区民向けの啓発事業を計画通り実施できた。 事業者向けの啓発事業について、実施する事ができなかつたため、次年度以降の実施に向けて検討を行う。 区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスや働き方改革実現のための効果的な取組方法を検討する。		企画部	企画課		
2	教育・保育施設確保	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所等の定員を柔軟に変更することなどで、待機児童ゼロを維持します。	A：実施した	認可保育所等の各施設の希望を踏まえ、過年度の利用実績、区全体の需給状況等をもとに調整のもとで柔軟な定員変更を実施し、待機児童ゼロを維持した。	引き続き、今後の保育需要や認可保育所等の要望を踏まえつつ、柔軟な定員変更を実施し、待機児童ゼロの維持に努めていく。	子ども教育部 教育委員会事務局	保育園・幼稚園課			
3	延長保育	通常の利用時間以外に、保育認定を受けた子どもを対象に、保育施設において保育を実施します。	A：実施した	区立保育園：10園 【私立施設】 認可保育所：83園 認定こども園：4園 小規模保育事業：9園 家庭的保育事業：1園	区立保育園：引き続き実施する。 【私立施設】 継続して補助を実施する。	子ども教育部 教育委員会事務局	保育園・幼稚園課			
4	休日保育	休日による保護者全員が就労等の事由により家庭保育ができないときに、認可保育所で一日保育を実施します。	A：実施した	実施日：日・祝日（12月29日～1月3日を除く） 延利用率：815人	引き続き実施する。	子ども教育部 教育委員会事務局	保育園・幼稚園課			
5	障害児の標準時間保育の推進	障害児保育の充実を図るため、障害児を標準保育時間（11時間保育）として受け入れた認可保育所に児童の適遇向上を要する経費として障害児標準時間保育加算を支給します。	A：実施した	障害児の標準保育時間（11時間保育）の受け入れを行う認可保育所に対し給付費の加算を行った。	障害児を含めた11時間保育を前提として、常勤保育士の加配があった場合には継続して加算を行っていく。	子ども教育部 教育委員会事務局	保育園・幼稚園課			
6	保育士等人材確保事業	就職相談・面接会を開催します。また、保育士等の確保のため、事業者の宿舎借り上げに対して補助を行います。	A：実施した	【就職相談・面接会】 第1回令和6年9月8日（日） 参加事業者20社 参加者33名 第2回令和6年11月24日（日） 参加事業者24社 参加者22名 【宿舎借り上げ】 認可保育所：82園 認定こども園：5園 小規模保育事業：8園 認証保育所：5園	【就職相談・面接会】 令和7年9月8日（日）開催 【宿舎借り上げ】 継続して補助を実施する。	子ども教育部 教育委員会事務局	保育園・幼稚園課			
7	医療的ケア児支援事業	医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、区立・私立保育園、区立校等で日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを進めます。	B：全部もしくは一部実施できなかつたが、次年度以降に実施予定	区立保育園3園において実施した。	保育園での受け入れ拡充について検討していく。	子ども教育部 教育委員会事務局 健康福祉部	保育園・幼稚園課 育成活動推進課 障害福祉課 学年課			
8	中野区ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を受けたい方（援助会員）が会員となり、仕事を必要な用事などで子どもの世話をできないときに、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動を実施します。保育園の送迎や子供の預かり等（特別援助活動）の子育ての相互援助活動を実施します。	A：実施した	1 会員数 ●利用会員 1,183名 【内訳】一般援助活動 1,183名、特別援助活動 91名 ●協力会員 145名 【内訳】一般援助活動 145名、特別援助活動 57名 ●両方会員 22名 【内訳】一般援助活動 22名、特別援助活動 0名 計 1,350名 2 講習会等参加人数 124名 3 事業説明会参加人数 331名 4 活動件数 5,335回 5 マッチング率 ●一般援助活動 94.0% ●特別援助活動 92.1%	事業の需要に対して、協力会員が徐々に減少している。協力会員の減少に止まらずに、さらなる協力会員の確保のため、協力会員の参加へのハードルを下げるよう活動内容の見直しを行った。また、活動における会員同士の連携について、電子化を図る。		子ども教育部	子育て支援課		
9	子育て家庭ホームサービス	子育て家庭の福祉の向上に資することを目的として、小学生以下等の子どもを養育しているひとり親家庭及び病気の児童がいるその他の子育て家庭の日常生活に著しく支障がある場合に、ホームヘルパーをその家庭（自宅）に派遣し、家事や育児の援助をします。	A：実施した	●登録世帯 65件 内訳 ひとり親家庭 19件 その他家庭 46件 ●利用件数・委託料等 38件 計（143時間/653,900円） 内訳 ひとり親家庭 8件（45.5時間/207,300円） その他家庭 30件（97.5時間/446,600円）	令和5年度とは一変し、ひとり親家庭以外の利用が増えた。利用動向を見ながら今後の事業のあり方を検討していく。	子ども教育部	子育て支援課			
10	病児・病後児保育	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に保育を実施することにより、子育てと就労等の両立を支援します。	A：実施した	1 実施施設・利用定員 (1) 総合東京病院 1日3人 (2) 中野保育園病後児保育室 1日6人 (3) 圣オティアリーホーム乳児院 1日2人 2 保育時間 (1) 総合東京病院 午前9時～午後5時 (2) 中野保育園病後児保育室 午前8時～午後6時 (3) 圣オティアリーホーム乳児院 午前8時30分～午後6時 3 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く～月～金曜日 4 令和6年度利用実績 3施設合計延べ利用人数 289人 (内訳) (1) 総合東京病院 107人 (2) 中野保育園病後児保育室 60人 (3) 圣オティアリーホーム乳児院 122人	計画通り事業を実施することができた。 令和7年度7月より、新たな病児保育施設を拡充し、地域偏在の解消に努める。	子ども教育部	子育て支援課			
11	年末保育	12月29日・30日に保護者が就労その他、やむを得ない事情で家庭での育児が困難なとき他に保育をする方がない場合に、保護者に代わって保育園で一時的に保育を実施します。	A：実施した	1 对象児童 満歳～未就学児（保育施設に在籍している場合は生後8ヶ月以上から可） 2 保育時間 午前7時15分～午後6時15分 3 実施園・令和6年度利用実績 合計延べ利用人数 28人 (内訳) (1) コンビプラザ宮の台保育園 11人 (2) アルテ子どもと木幼稚園 8人 (3) なかのこども園 7人 (4) 七海保育園 2人	計画通り事業を実施することができた。 今後の実施園についても、引き続き関係部署と調整を行い、立地、実績、選定条件を踏まえ、区民が利用しやすい保育施設を選定する。	子ども教育部	子育て支援課			
12	学童クラブ整備・運営	保護者の就労等により、放課後・適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	A：実施した	学童クラブの需要見込みのピークに対応した暫定的な定員拡充等の待機児童対策を実施した。	今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	子ども教育部	育成活動推進課			
13	学童クラブ待機児童対策	待機児童が生じている区域に民間学童クラブを誘致します。また、キッズ・ブザーナや児童館等、多様な放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行して保護者の理解を進め、待機児童の減少を図ります。	A：実施した	・ 谷戸・塔山小学校区の待機児童対策として令和6年4月からウイルキッズフィールド中野園を開設した。 ・ 放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行した。	今後の学童クラブの需要見込みを踏まえた上で待機児童が発生しないよう継続的な対策を実施する必要がある。	子ども教育部	育成活動推進課			

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績			評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況	部		課	
仕事と生活の両立支援										
	14	子どもショートステイ	0歳から18歳の子どもを養育している保護者が、入院や出張、親族の看護等の理由により子どもの食事が一時的に困難な場合、区が委託した施設や協力家庭で宿泊を伴った預かりを行います。	A: 実施した	1. 0～3歳未満 (1) 実施施設 (2) 利用定員 1日2人 延利用日数 354日 実利用人数34人 2. 3歳～18歳 (1) 実施施設 (2) 利用定員 1日32席 延利用日数 394日 実利用人数 33人 3. 3歳～18歳 (1) 実施施設 (2) 利用定員 1日1人 (3) 利用実績 延利用日数 5日 実利用人数 2人	乳児院（聖オディリアホーム乳児院） 中野区さつき寮（母子生活支援施設） ショートステイ協力家庭 ショートステイ協力家庭1家庭につき	児童相談所やすこやか福祉センターが支援している要支援家庭に対する支援策として、本事業は有効に活用されている。 令和7年度においては、ショートステイの実施場所を増設するとともに、利用条件の緩和を図り、レスパイト利用を可能とする。また、ひとり親家庭や経済的困難世帯が継続的に利用できるよう、利用料金の見直しを行った。 これらの取組により、「ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進」への一層の寄与を目指す。	子ども教育部	子ども・若者相談課	
	15	トワイライトステイ	3歳から12歳の子どもを養育している保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間において、一時的に子どもの保育をすることが困難になり、かつ同居の親族の中に保育する者がいる場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。	A: 実施した	・実施施設 中野区さつき寮（母子生活支援施設） ・利用定員 1日最大2人 ・利用実績 延利用日数 112日 実利用人数 10人	・実施施設 中野区さつき寮（母子生活支援施設） 1日最大2人 延利用日数 112日 実利用人数 10人	本事業の実施により、保護者が安心して子育てと就労を両立できる環境の整備が進み、「ワーク・ライフ・バランスとすべての人の活躍推進の実現」に資する取組となっている。	子ども教育部	子ども・若者相談課	
	16	家族介護教室	認知症高齢者をはじめとする介護の必要な対象者である家族に、介護方法を学ぶことや家族間の交流を図ることを目的に実施します。	A: 実施した	介護方法の学習と在宅介護をしている方同士での情報交換の場を提供。	実施場所：区内4か所 実施回数：全16回 延べ参加人数：101名	・4所のやすこやか福祉センター・園域各1か所で開催した。 ・実施は社会福祉法人等に委託し、社会福祉士、生活指導員等認知症介護に精通している者が従事した。	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	
	17	ケアラー支援の拡充の検討	ケアラーを孤立させないために、支援内容、相談窓口、地域資源等をまとめマップの作成や、ケアラーが相談しやすい環境を整備するため、SNSを利用した相談体制などを検討します。	A: 実施した	地域の支援機関に訪問等し、地域資源マップを作成した。LINEを活用したオンラインの相談窓口を開設し、様々なケアラーからの相談に応じる体制を構築した。	作成したマップを活用するため、関係機関への協力を仰ぐ。 相談に繋げるため、LINE配信を活用する。	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課		
	18	介護基盤整備	介護保険制度における地域密着型サービス事業所の整備及び計画調整、特別養護老人ホーム、通所介護施設等の施設整備を行います。	A: 実施した	第9期中野区介護保険事業計画に示された計画に基づいて、令和6年度中野区地域密着型サービス整備事業者募集要項を作成し、計画の整備が必要とされている種別(4種別)について公募を行った。 【実施期間】 令和6年3月15日～4月30日 ※全4種別 令和6年6月1日～6月28日 ※全4種別 令和6年7月12日～8月9日 ※1種別のみ 令和6年8月3日～8月29日 ※3種別	公募期間終了時点に種別ごとにそれぞれ1法人ずつ応募があり、1種別は年度内に事業所を開設し、1種別は令和7年度中の開設に向けた準備中となっている。 第9期中野区介護保険事業計画は令和6年度～令和8年度が計画期間とされ、令和7年度以降も整備が必要とされている種別について、比較検討のため参考としている種別もあり、法律等からの開設日や相談窓口の広げて、介護保険の需要と供給のバランスを見極めながら計画数の達成に向けて引き続き取り組む必要がある。	地域支えあい推進部	地域活動推進課		
	19	介護人材の確保・育成支援	介護に心を持つ者が、介護に関する基本的な知識を習得できる研修を実施することにより、ホームヘルパー等の育成を推進し、介護保険サービス事業所への就労を支援します。	A: 実施した	区民向け事業 ・介護に関する入門的研修 実施内容 全2回（第1回：9月 第2回：1月） ※各回最終日に区内介護サービス事業所とのおごと相談会を開催	・介護に関する基本的な知識を学ぶことのできる研修を実施することで、介護業務未経験者の就労支援や介護分野の人材育成につながっている。 令和7年度も実施（第1回：9月 第2回：12月予定）。	地域支えあい推進部	介護保険課		
	20	介護職員宿舎借り上げ支援事業	介護保険制度における地域密着型サービス事業所に対して、宿舎の借り上げを支援。住まいの確保を経験する上で、介護職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保・定着を図ります。	A: 実施した	宿舎を借り上げるための費用の一部を補助を実施した。 補助事業所：7事業所	・事業所支援及び介護人材確保・定着に役立っている。 令和7年度も実施。	地域支えあい推進部	介護保険課		
	21	民間障害児支援事業所運営支援	医療的ケアの必要な子どもが地域で療育が受けられるよう、区内の民間障害児支援事業所への運営費補助を行います。	A: 実施した	・重症心身障害児通所支援事業所医療的ケア事業補助（2事業所） ・重症心身障害児通所支援事業所非常用発電機購入補助（1事業所） ・医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業補助（3事業所）	・区内の民間障害児通所支援事業所及び相談支援事業所への運営費等を補助し、事業所への支援を行つた。 ・医療的ケアの必要な子どもが地域で療育が受けられるよう、引き続き民間障害児通所支援事業所等への運営補助を行うとともに、新たに開設準備に係る費用の補助も行つる。	健康福祉部	障害福祉課		
誰もが働きやすい職場づくりの推進										
	22	事業所における一般事業主行動計画策定の推進	男女共同参画推進のために、女性活躍推進法による一般事業主行動計画が一層充実したものとなるよう、区内経済団体と協力しながら事業者同士の講座を実施するなど、分かりやすく情報を届けることで、計画策定の推進が図ります。	B: 実施した	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に関する国・都の啓発チラシ、リーフレット、講座情報等を区役所内に配架・配布し、周知をしました。	区内経渋団体との連携講座やパネル展等の機会を活用し、事業所働きかけていくとともに、区ホームページでの周知の充実を図る。	企画部	企画課		
	23	ハラスメント防止に向けた取組	ハラスメント防止に向け、講座、パネル展などを通して区民・事業者に対して普及啓発を行います。また、相談窓口を周知します。	B: 実施した	ハラスメント防止に関する国・都の啓発チラシ、リーフレット、講座情報等を区役所内に配架・配布するとともに、ハラスメントや連携相談窓口に関するパネル展示を行い、普及啓発を行つた。	講座やパネル展等の機会を活用し、普及啓発を行うとともに、ハラスメントに関する相談窓口もあわせて周知を行つていく。	企画部	企画課		
	24	国・東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する各種制度の周知	国・東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発物の配布、各種法令・制度を周知します。	A: 実施した	ワーク・ライフ・バランスに関する国・都の啓発チラシリーフレット、講座情報等を男女共同参画パネル展や区役所内に配架・配布し、周知をしました。	講座やパネル展等の機会を活用し、引き続きワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行つていく。	企画部	企画課		
	25	中野区職場におけるハラスメントの防止	「中野区職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」に基づき、ハラスメントの防止及び良好な職場環境づくりに努めます。また、ハラスメントの相談体制等の周知や、防止に向けた研修を充実します。	A: 実施した	・職員向けのハラスメントアンケートを実施 「中野区職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」の改訂 ・特別職を含む全管理職によるハラスメントZERO宣言の実施 令和6年11月7日に新任部署職員を対象に、ハラスメント問題に精通している講師を外部から招き、区役所内会議室で実施をした。受講者数は78人。	・継続して、定期的な職員向けのハラスメントアンケートを実施し、ハラスメントの実態把握及びハラスメントZEROに向けた取組みを行つる。 ・研修実施の受講者のアグレートでは「大変満足した」、「満足した」の回答が90%以上であり、ハラスメント防止に一定の効果があったと考える。次年度以降もハラスメントの傾向を読み取り、実態に即した内容で実施をする。	企画部総務部	企画課職員課		
	26	区における男性職員の育児休業等取扱いの周知	男性職員の育児休業や育児連絡休暇の取得等により育児参加を促進し、性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備、家庭や育児に参加しやすい組織風土の醸成を図っています。	A: 実施した	・サービスの引き継ぎや育児連絡休暇の手引き等の改正 ・男性職員の育児休業取得実績（令和6年度） 1日以上取得：82.4% 1ヶ月以上取得：73.5%	・男性職員が育児連絡休暇・育児休業が取得しやすい環境となるよう、引き続き取組みを進めしていく。 ・目標値を大幅に上回っているため、取得期間や取得率の目標値を見直していく。	総務部	職員課		
	27	経営・診断・相談	区内事業者向けの経営相談。創業者や創業予定者向けの経営相談を実施します。	A: 実施した	産業振興センターにて、中小企業診断士による経営、創業に関する相談を実施した。	計画通り事業を実施することができた。 今後も広報活動に力を入れ、実施につなげていく。	区民部	産業振興課		
	28	どこでも出張相談	区内の中小企業者や創業予定者向け、中小企業診断士による無料の出張経営相談を実施します。	A: 実施した	中小企業診断士による出張型（事業者事務所等で実施）による経営、創業に関する相談を実施した。	計画通り事業を実施することができた。 広報活動を強化し、制度の周知を図った結果、実績増につながった。今後も周知の上、実施につなげていく。	区民部	産業振興課		

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況		部	課
就労、起業、キャリア形成への支援									
		29	国、東京都との連携による各種制度の周知	国、東京都と連携し、就労、起業、キャリア形成支援に関する啓発の配布、各種法令・制度を周知します。	A : 実施した	就労、企業、キャリア形成支援に関する国・都の啓発チラシ、リーフレット、講座情報等を男女共同参画パネル展や区役所内にて配架・配布し、周知をした。	講座やパネル展等の機会を活用し、引き続きワークショップに関する啓発を行っていく。	企画部	企画課
		30	区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発、育成等	女性職員の昇任に対する不安解消や支援のため、女性管理職等との意見交換会等を実施します。併せて、職員の持てる能力が活用できるよう、管理職を中心とした職員全体でサポートできる体制を整備します。	C : 検討中（実施時期未定）	・女性管理職との座談会や意見交換会について、実施時期等検討。	・女性管理職との意見交換会の場を設けることで、女性職員管理職の昇任意欲を醸成していく。 ・職員へ昇任に関するアンケートを実施し、結果から今後の取組みを整理していく	総務部	職員課
		31	女性の就労・再就職支援事業	（公財）東京しごと財団との共催事業。父性・再就職に必要なスキルの能力開発と離職プランを回復するための支援をします。	A : 実施した	就職、再就職を目指す女性向けのセミナーや子育てをしながら働く女性との交流会を実施した。	計画通り事業を実施することができた。今後も引き続き共催で実施し、広報周知の上、多くの参加者を呼び込んでいく。	区民部	産業振興課
		32	民間活力を活用したビジネス創出支援事業	商工会議所中野支部や金融機関などと連携して創業の支援を行います。	B : 全部もしくは一部実施できなかつたが、次年度以降に実施予定	（新ビジネス創業支援ネットワーク会議） ・伴走型中小企業経営支援体制の構築にあたっての議論の場とすることで、意見交換等を行い、全体として開催する必要がなかつたことから、開催しなかつた。 （ビジネススクランコンテスト） ・中野区が主む地域、住民等を対象として展開する新たなビジネスプランを募集し、優れたプランを表彰するコンテストを実施した。 （創業セミナー） ・西武信用金庫主催、杉並区との共催で、創業に必要な知識を身につけるためのセミナーを実施した。	（新ビジネス創業支援ネットワーク会議） ・令和7年度に伴走型中小企業経営支援の試行を行なうにあたり、新ビジネス創業支援ネットワーク会議において受託事業者とともに実施に向けての議論を行っていく。 （ビジネススクランコンテスト） ・計画通り事業を実施することができた。 今後も応募者数の増加を目指し応募条件の精査や広報として年度末の受賞者の事業を取り上げる等工夫をしていく。 （創業セミナー） ・計画通り事業を実施することができた。 今後も西武信用金庫、杉並区と連携しセミナーを開催し、事業者の創業を支援する。	区民部	産業振興課
		33	企業支援及び就労・就労支援	区内事業者の円滑な人材確保と区民の就労機会を創出するためハローワーク等と連携してマッチングイベントを実施します。	A : 実施した	保育や福祉の事業に較った就職相談・面接会、セミナーを実施した。	計画通り事業を実施することができた。参加者数が年々減少しているため、区内施設への配架やHPでの広報周知、区役所会場の活用などを通じて、多くの参加者を呼び込んでいく。	区民部	産業振興課
		34	中野区産業サポートブックの作成、配布	区内創業予定者及び中小企業者に向けて、中野区のその他支援機関が行っている支援事業の概要を紹介します。	A : 実施した	区内創業予定者や中小企業者が受けられる支援策を関係部署に枚数の調整をし、サポートブックを作成した。	区内創業予定者や中小企業者の目に見える可能性のある各種支援策を各所へ配架を行なった。今後、対象となる支援機関や支援組織の情報について未掲載のものを探査することも、多くの事業者の目に触れるよう、データや紙媒体を配架、配信していく。	区民部	産業振興課
		35	高齢者・若者の就職支援事業	ハローワーク、杉並区との共催事業。就労を希望する高齢者や若者と事業者とをマッチングするイベントや、セミナーを実施します。	A : 実施した	高齢者向け、若者向けに求人を出すそれぞれの事業者を集め、新行合にて就職相談・面接会、セミナーを開催した。	各事業者ごとに業務の説明、質問ができるようになつたことで、気軽に参加できるようになり、多くの参加者があつた。今後も、気軽に参加できるよう実施形態の工夫をしていく。	区民部	産業振興課
		36	障害者就労・雇用促進事業	障害のある人が、各々が希望に応じた就労環境をつくりやすく働く場を選択でき、就職後は安心して就労継続ができるよう就労支援を行ないます。企業に向けては、国や東京都の障害者雇用に関する制度の紹介や障害に関する情報交換を行ないます。	A : 実施した	・就労相談をはじめ、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、日常生活支援等の就労支援センター業務を中野区障害者就労支援事業団に委託し、適切に事業を継続した。 ・企業に対し、障害者雇用に関する制度等の紹介や、中野区での障害者等職場実習受入奨励金制度について周知し、利用促進を図った。	これらの取組により、障害者の就労・雇用の促進を図ることができた。令和7年度も引き続き、事業を推進する。	健康福祉部	障害福祉課
		37	就労支援プログラム	関係機関と連携し、生活困窮者等に対する就職相談ナビゲーターによる職業相談、職業アドバイス・支援プランの作成、求人情報による求人情報の提供等による支援を実施します。また、直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行なう就労準備支援事業を行ないます。	A : 実施した	支援者数及び就職者数 【支援者数】337名（内、女性 82名） 【就職者数】186名（内、女性 44名）	中野就労サポート、中野就労セミナー、生活援護課就労支援員及びガーディスワーカーが相互に連携し、相談者の個々の状況や経験等に合わせた適切な支援が行われた。令和7年度以降も引き続き、関係機関相互の連携を深めつつ、制度の周知を図る。	健康福祉部	生活援護課
地域社会における男女共同参画の推進									
		38	男女共同参画意識の向上に向けた普及啓発	H.P.、掲示板等を活用し、区をはじめ、国、東京都の男女共同参画意識の向上に向けた取組や事業を周知します。	A : 実施した	H.P.、パネル展、講演会などの機会を活用し、男女共同参画意識の向上に向けた取組や事業の周知を行なった。	男女共同参画意識の向上に向けた取組や事業の周知を引き続き行っていく。	企画部	企画課
		39	審議会等における女性参画促進	政策決定過程の一つである各審議会等において、女性委員の比率を40%以上とすることを目標とし、調査を実施します。女性委員の比率が低い審議会等については、改善を依頼します。	A : 実施した	・審議会等における女性の参画状況調査 条例設置による附帯機関・規則・要綱設置による会議体等に対する調査実施 ・女性の会合議事会の会議体の割合：60.4%（令和7年4月1日現在） ・女性委員の比率が低い審議会等への対応 調査結果を知文に審議会委員等の改選に当たっての配慮事項を明記	審議会等委員の改選時に、学識経験者、団体推薦、公募など、それぞれの会議体の構成に合わせて、女性を選任できる方策の検討について、各部へ周知する。	企画部	企画課
		40	女性の視点を踏まえた防災に関する講座	防災における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を踏まえた避難所運営等について、職員、地域住民等を対象に講座を実施します。	A : 実施した	・職員研修 研修名：令和6年度実務研修「避難所運営」何が大切なか 実施日：令和6年12月13日 受講者数：58名 ・区民向け講座 講座名：「人権・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営」 実施日：令和6年7月20日 参加者：35名	・人権・男女共同参画の視点を踏まえ、被災者の多様な事情を反映した避難所運営について学ぶ研修を実施することができる（講義、グループワーク） ・令和7年12月11日に実施予定 引き続き会議や訓練等を通して、女性の視点を踏まえた防災普及啓発を推進する。	企画部 総務部	企画課 職員課 防災危機管理課
		41	多様な避難者に対する防災活動の拡充	多様な避難者に配慮した備蓄物資を整備するとともに、災害時においても避難所等において、要配慮者に対する十分な支援が行われるよう、避難所運営会議や防災訓練において、意識の醸成を推進します。	A : 実施した	・避難所運営マニュアルを全面改訂し、多様な避難者への配慮について具体的な記載することで、避難所運営における配慮の実践促進を図った。また、マニュアルを区ホームページで公開することにより、避難所運営や災害対応に関する意識醸成を推進した。	備蓄物資の見直しや備蓄庫内を整理することにより、避難所運営の効率化を推進する。また、プライバシー確保にしやすい容易に使用可能なワンタッチ式の間仕切りテントやアーバベッド、授乳用ケープなど、避難者配慮に資する物資を導入していく。	総務部	防災危機管理課
		42	児童館における子育て活動支援	地域の子育て支援活動を活性化するため、児童館における、子育てを支援する仲間づくりを推進する取組や活動の場の提供を実現するなど、区民の子育てを関連団体等の子育て支援活動の拡点としての機能を強化します。	A : 実施した	児童館において、子育て支援団体や個人が活動する場を提供するなど、地域の子育て支援活動を活性化するための取組を行なった。	令和7年度から、地域の子育て支援の拠点として中学校区に1館駒形町児童館を配置しており、これまで以上に子育て支援団体や個人との連携を強化し、ネットワーク機能を推進していく。	子ども教育部	育成活動推進課
		43	ハイティーン・若者会議	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に活かすこと目録、中高生年代対象のハイティーン会議や大学生・社会人対象の若者会議を開催します。	A : 実施した	・ハイティーン会議 ワークショップ：7回（うち報告会：1回）延参加者数：183人 ・若者会議 ワークショップ：7回（うち報告会：1回）延参加者数：117人	ワークショップの開催だけでなく、メンターによる対話や歩きアソシテーターによる場所による場所による、各会議参加者の自主的・自発的な活動（イベントの開催等）や地域物語といった具体的な取組につながつた。令和7年度以降も引き続き、活動の伴走支援を行い、チャレンジを支援する環境を整えていく。 ハイティーン会議については、対象年齢を拡大し、令和7年より「ティーン会議」として実施する。	子ども教育部	子ども・教育政策課
		44	一時保育者登録制度	乳幼児をもつ区民の社会活動への参加及び地域活動における豊かな市民活動を促進するため、区民登録制度を実施する各種事業団に伴う一時保育に從事する保育者の登録を実施します。	A : 実施した	一時保育登録保育者 11人 全体会（情報交換会）1回 研修会 1回	・一時保育者登録者向けの事業を実施できた。 ・区及び区が実施する各種事業に対して一時保育者制度を周知を行なつた。 ・主に登録者に実施する実施の手引きに記載のとおりの数の保育者を配置するよう求めしていく。	子ども教育部	子育て支援課
		45	区民公益活動の充実に向けた基盤整備とネットワークづくり	区民公益活動の活性化及び住民参加の促進を図るため、地域団体活動情報の簡易な発信と容易な取得が可能なWEBAプリを導入します。併せてCWEBAプリの活用促進の研修、地域団体分析のための地域データの基盤整備を行ないます。	A : 実施した	・「ためまつぶななかの説明会」の開催 地域型情報支援アソシテーション「ためまつぶななかの」について区民利用を促進するため、操作研修を実施。 参加者数：13名 開催回数：2回 ・「教えて！あなたのイチ推しスポット」の開催 区民参加者にためまつぶななかのへ地域ホットを登録いただき、活用促進を行なった。 参加者数：27名（投稿者数） 開催回数：14回	・令和6年度ためまつぶななかのアクセス数（月間重複を除く） 61,699名（昨年度比：36,740名増） 昨年度のアクセス数より2倍以上に増加していることから利用促進は順調に図られていると判断する。 引き続き令和7年度もアクセス数増加のため、利用促進に関する事業を推進する。	地域支えあい推進部	地域活動推進課

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要(計画記載)	進捗状況	取組状況		部	課
地域社会における男女共同参画の推進									
	46	区民団体の活動支援	区民団体等への公益活動に関する相談、助言のほか、区民団体向けの講座・イベントを開催します。	A : 実施した	・区民団体向け講座の開催 (1)「団体運営お悩み相談」 団体運営で必要となるマネジメント項目を学習する講座の実施。 参加者数: 8名 開催回数: 1回 (2)「伝わる! 情報発信、チラシ作成講座」 デザインツールCANVAを使ったチラシの作成方法についての基本的な知識を学習する講座の実施。 参加者数: 20名 開催回数: 2回 ・区民団体向けイベントの開催 「第1回なかの地域活動フェスティバル」 出展団体の団体運営支援を目的として、区内外公益活動団体によるブース出展を開催。 参加者数: 349名 開催回数: 1回	講座・イベントの開催のほか、区民団体への相談を随時個別に受け、助言を行った活動支援を実施している。 令和6年度においては、活動に必要な支援について再検討を行い、持続可能な団体運営の実現に向けた講座・交流会を実施予定。	地域支えあい推進部	地域活動推進課	
	47	地域における公益的な活動団体活性化支援事業	チャレンジ基金助成、政策助成の利用促進及び団体育成・自立に向けた伴走的支援を実施します。	A : 実施した	・令和6年度チャレンジ基金助成交付実績 ○更新版 (令和5年度版)「継続交付」 (1)メガソルト 交付確定額: 200,000円 (2)メガソルト 交付確定額: 200,000円 ○新規団体 (令和6年度より新規交付) (3)一社社団法人日本フューチャーナショナル協会 交付確定額: 200,000円 (4)ハーバード 交付確定額: 200,000円 (5)なかのヘルスケアコミュニティ 交付確定額: 200,000円 ・令和6年度政策助成交付実績 交付事業数: 126事業 交付確定額: 17,170,700円	政策助成の交付実績については、交付事業数が昨年度比3事業増、チャレンジ基金助成の交付事業数は昨年度同数となった。 令和7年度においては引き続き団体の育成・自立に向けた支援を検討していくと共に、助成制度が広く認知されるよう、事業周知を工夫していく。	地域支えあい推進部	地域活動推進課	
	48	なかの生涯学習大学	55歳以上の区民を対象に、その豊かな経験を活かして仲間づくりや地域・社会活動のミーティングができるよう現代社会の課題や地域の現状を学習する3年間進級制の講座を実施します。	A : 実施した	・なかの生涯学習大学の開講 1学年65人 2学年44人 3学年39人、合計149人 参加延べ人数 1学年1,058人、2学年722人、3学年670人 合計2,450人 参加者はオンライン参加・会場参加の併用 本事業の運営において、受講生が担う班長・運営委員などの役割を決める際に、性別によって、役割が固定化しないよう進めると共に、受講生のうち、特に地域のつながりを持っていない方へ、受講生のうち、特に地域での仲間づくりや、地域活動への参加等によるスマーズにつながる視点で受講カリキュラム等の工夫をした。	地域、健康、介護、仲間づくり、見守り、支えあいなどをテーマ取り上げたことによって、男女が共に地域に参加するきっかけとなる学びの機会を提供した。	地域支えあい推進部	地域活動推進課	
	49	「介護の日」啓発活動	「介護の日」にちなみ、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における考え方や交流を促進するイベントを開催します。	A : 実施した	ア 介護の仕事の魅力を発信する動画の放映、相談会区役所、1階ナカバ等にて、介護の仕事の魅力を伝えるパネル展示や介護サービス事業所で働く方の様子を伝える動画の放映等。 イ 介護に関するパネル展示、相談会等の開催 介護に関するパネル展示や相談会を開催し、介護サービス利用者、家族へ介護保険制度の情報提供を行った。福祉用具の展示・体験コーナーの設置や歩行測定会等を行った。 〔実施状況〕 ア・イ合計来場者数 令和6年11月7日・8日合計延1,913名 イ相談件数 11月7日17件 11月8日29件	・介護への理解を深め、介護の仕事の魅力を発信するイベントとして、周知・啓発や介護サービス利用者・家族への情報提供に役立っている。 令和7年度は11月6日、7日に実施予定。	地域支えあい推進部	介護保険課	
	50	住民活動支援	高齢者の仲間づくりや居場所づくりを進めるため、交流の場の充実を図ります。特に高齢者は地域の居場所や活動につながりにくい傾向があるため、参加促進のため、地域活性化します。	A : 実施した	地域における男性の健脚づくりの場が不足している現状を踏まえ、音響機器のコンテンツである「スポーツイースト」を活用し、歌唱による健康効果や楽しさをもつてもらい、自動的な活動による男性の健脚づくりの意識を上げる「通りの声」(オーブンな市民主体活動)の「立ち上げを目指し、地域支援実践講話を実施した。	講座受講者による団体立て上げを支援し、住民主体サービスを実施する自治団体「男の健康ボイス野方」を立ち上げることができた。 令和7年度以降も自治団体の立ち上げ支援を含め、交流の場の充実を図っていく。	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	
	51	学校支援ボランティア制度	子どもたちの「豊かな人間性や社会性の育成」のために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育成し、「地域力」を向上・強化します。	A : 実施した	学校支援ボランティアの登録人材情報を整理し利便性の向上を図るとともに、地域コーディネーターにボランティアのデータ入力・機能を追加し、学校運営協議会制度と連携し、より地域人材の活用する体制を強化した。	地域コーディネーターを各校に配置することでコーディネート機能の強化を図る。	子ども教育部 教育委員会事務局	子ども・教育政策課	
	52	職場体験	中学生に、望ましい社会性、勤労観、職業観を育成し、自立や社会参加を促す教育を充実しています。全中学校の第2学年が対象です。	A : 実施した	中学校が実施する職場体験活動時の生徒の賠償事故に対応するため、賠償責任保険に加入した。 中2 1,172人 中3 20人	本事業は各中学校が行っており、傷害保険を全校分まとめて加入している。	子ども教育部 教育委員会事務局	学務課	
将来像2 男女平等社会の実現に向けた理解促進及び意識変革									
男女共同参画意識の向上									
	53	男女共同参画週間関連事業	内閣府が定める毎年6月の「男女共同参画週間」に合わせ、男女共同参画の視点による講演会・パネル展を実施します。	A : 実施した	・男女共同参画週間講演会の実施 「強く生きるために」野々村友紀子が伝えたい人生で大事なこと 講師: 野々村友紀子氏(放送作家) 実施日: 令和6年6月29日(土) 参加者: 116名 ・男女共同参画週間パネル展の実施 実施日: 6月22日~6月28日	注目度の高い講師を招いたことにより、参加者を増やすことができた。今後も様々な世代に訴求できるテーマ及び講師せって、周知方法を検討していく。	企画部	企画課	
	54	区民への情報誌「アンサンブル」の発行	区の男女平等・男女共同参画施策の動きについて、定期的に情報誌「アンサンブル」を発行することにより周知を図ります。編集委員は区民公募によります。	A : 実施した	区民公募による編集委員3名とともに、アンサンブル47号を発行した。 テーマ: 「朝日朝ドラ「虎と翼」と考える『ライフコースとジェンダー』」 発行日: 令和7年1月26日 発行部数: 1,200部	・編集委員とテーマや誌面構成等について協議を重ね発行に至ることができた。 ・情報誌を広く周知するのに、誌面構成の工夫の他、区民の関心が高い、または今後高まる見込みのあるテーマを的確に捉えながら誌面を作成していく。	企画部	企画課	
	55	男女平等に関する苦情申出制度	「男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと」又は「男女平等社会の形成の促進に貢献すること」について、医民又は事業者は、区長に対し、苦情の申出をすることができるます。	A : 実施した	・男女平等に関する苦情申出 苦情件数 2件 苦情件数: 2件 ・男女平等専門委員会開催数 0回 ・男女平等専門委員会 学識経験者3名	専門委員に諮る事案は、発生していないが、ホームページの充実等により、制度認知度の向上を図る必要がある。	企画部	企画課	
	56	両親学級(「こんちは赤ちゃん学級」)	初妊婦とその家族(夫)を対象に、妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりを促します。	A : 実施した	・こんちは赤ちゃん学級(対面)54回実施(4すこやか福祉センター) 1,303名参加 オンライン両親学級 4回 56名参加	対面式は平日を含め54回の実施を行う事ができた。オンライン両親学級についても年4回実施した。また、令和5年度オンラインで実施していたオンラインレバーベン講座については、令和6年度対面式の父親向け講座に移行。しかし父親向け講座の需要は高いため令和7年度はオンラインレバーベン講座を2回実施することになった。	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	
	57	父親向け講座の実施	赤ちゃんを迎える父親(パートナー)を対象に、産前に準備しておくこと、産後の乗り越え方、子育ての対処法等について学ぶ機会と、父親になることについて参加者同士話し合える場を提供します。	A : 実施した	対面式講座の4回実施(区民活動センター) 4回44名参加 助産師による講座及びこれから赤ちゃんを迎えるプレバ(パートナー)子育てを経験している父親(パートナー)を交えたグループワークや父親同士の交流を行った	・父親向け講座の需要は高いため対面式4回の他に令和7年度はオンラインプレバ連続講座を2回実施することになった。 ニーズのある講座なので、引き続き、回数増など検討を行っていく。	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	
	58	父親の育児参加支援事業	男性の育児知識や家事能力の向上のため、父親等向け地域育児相談会、離乳食講習会を実施するなど、継続的な支援を行っていきます。	A : 実施した	父親向け離乳食講習会 各すごやか2回ずつ8回実施(平日4回、土曜4回) 64人参加	父親向け離乳食講習会 より多くの参加ができるよう令和7年度より各すごやか土曜日2回ずつ8回実施に変更した。	地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課	

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況		部	課
人権と多様性を尊重し、認め合う意識の醸成									
	59	車門相談（人権擁護相談）	いじめや性別による暴力・差別、いやがらせなど人権侵害に関することについて、専門相談・火曜相談・専門相談を実施します。法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員が相談員を担当します。	A：実施した	毎月第一火曜日（1月を除く）、30分×4件、中野区役所専門相談室にて実施。 令和6年度実績：111回開催・相談者数3人	相談利用者数増のため、周知方法の工夫と改善を検討する。	企画部	企画課	
	60	申請書・証明書等における性別記載についての点検	性別を理由とする偏見や差別を無く、男女共同参画社会の実現に資するため、各課で使用する申請書・証明書における性別記載の必要性について点検を実施します。	A：実施した	・申請書・証明書等における性別記載点検依頼 令和6年8月実施（性別記載のある申請書等：154件見直し可：内29件）	・性別記載の見直しは、順調に進んでいる。 ・事業等実施内容により、性別欄を設けないければいけない場合もあるため、「男」「女」に加え、「その他」の選択もできるようにするなど、記載の工夫をしていく	企画部	企画課	
	61	人権啓発事業	生命の安全に限らず、現代社会において意識すべきあらゆる差別やハラスメントをなくすため、普及啓発イベントや講演会、啓発冊子の作成等を実施していきます。また、「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」の周知に取り組んでいきます。	A：実施した	・北朝鮮拉致問題映画上映会 実施日：令和6年11月12日 実施場所：中野区役所1階ナカノバ 参加人数：1113人 ・人権啓発講演会 実施日：令和6年11月10日 実施場所：明治大学中野キャンパス 参加人数：1162人 ・「人権週間」関連事業（パネル展） 実施日：令和6年12月4日～12月10日 実施場所：中野区役所1階ナカニワ及び中野駅ガード下「夢通り」 ・「人権週間」関連事業（街頭啓発） 実施日：令和6年12月6日 実施場所：中野駅北口改札前 ・「人権擁護委員の日」パネル展 実施日：令和6年5月28日～6月3日 実施場所：中野区役所1階ナカニワ	今後多くの区民に興味、関心を持っていただける事業を企画し、参加者の増加を目指す。また、世間の動向をチェックし、その時期において最適なテーマにて啓発事業を実施する。	企画部	企画課	
	62	性的マイノリティに関する理解の促進	区民や事業所に対し、多様性に関する理解促進を図るため、パートナーシップ宣言制度及び区民向け講座を実施します。また、当事者の困りごと等に対応するため、性的マイノリティに関する相談事業を実施します。	A：実施した	・LGBTQ+おしゃべりサロン 実施日：毎月第3火曜日（全12回） 実施場所：中野区役所1階ナカノバ 参加人数：129人（延） ・性的マイノリティ区民講座 実施日：令和7年3月20日 実施場所：中野区役所1階ナカニワ 参加人数：45人	2023年度と比較して性的マイノリティ啓発事業への参加者は増加している。今後も区民の参加・やすい事業を企画し実施する。また、当事者の実態に即した内容にする為、企画立案の際は当事者からのヒアリングを積極的に行う。	企画部	企画課	
	63	ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発	全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの質向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。	A：実施した	盲及び低視覚事業 (1) 区民向け事業 ①「ユニバーサルデザインサポート養成講座」（令和6年12月20日～令和7年1月18日） 「ユニバーサルデザイン」を推進を担う地域人材を養成するための講座を実施し、「ユニバーサルデザインサポート」として59名を認定した。 ②「ユニバーサルデザイン普及啓発パネル展」 ・明治大学中野キャンパス（令和6年11月10日） ・区役所1階ナカノバのナカニワ（令和7年2月1日～2月13日） ・中野駅ガード下ギャラリー（令和7年2月15日～2月25日） ユニバーサルデザインについて広く理解を得たため、ユニバーサルデザインの考え方や日常生活における心がけ等を分かりやすくしたパネルとユニバーサルデザイン製品の展示を行った。 (2) 職員向け事業 「ユニバーサルマナー研修」（令和6年8月19日～9月17日） 業務上必要なユニバーサルデザインの知識とスキルの習得のための研修をeラーニングの方法で実施し、職員115名が「ユニバーサルマナー検定（3級）」の認定を受けた。	引き続き普及啓発事業を実施するとともに、中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）の取組を進めていく。	企画部	企画課	
	64	学校等における男女平等に関する実態把握	今後の施策の参考とするため、学校、大学等と連携し、男女平等に関する状況を把握します。	B：全部もしくは一部実施できなかったり、次年度以降に実施予定	今後の施策の参考として把握すべき、学校等での男女平等に関する状況の内容や調査方法について検討を進めた。	引き続きどのような形で男女平等に関する実態把握を行うのか、庁内関係部署と検討を進めていく。	企画部	企画課	
	65	職員向け人権研修	同和問題、性的マイノリティへの差別等、様々な人権課題について、職員向けの研修を実施します。	A：実施した	・「人権セミナー」を6ラーニングを実施 実施期間：令和7年5月18日～6月31日 対象：主任昇任職員・経験者2級職新規採用職員・前年度未受講者 受講者：106名 ・「係長研修」特別区職員共同研修へ派遣 実施日：令和6年7月18日、10月1日、10月31日、12月5日 対象：係長未読者 受講者：37名 ・「人権・同和問題Ⅰ」特別区職員共同研修へ派遣 実施日：令和6年5月13日、15日、8月7日、14日 対象：管理職選考合格者・未受講の管理職 受講者：6名 ・「転入（同和問題）」特別区職員共同研修へ派遣 実施日：令和6年7月17日、24日、31日 対象：消掃事務主管部への転入職員 受講者：3名	・あらゆる差別の解消に向けて、人権問題への正しい理解と認識を深める研修を実施することができた。 ・「人権セミナー」：令和6年1月6日～1月31日実施予定 ・「係長研修」：令和7年7月17日実施済、10月1日、11月5日、12月4日実施予定 ・「人権・同和問題Ⅰ」：令和7年5月7・8日、7月・9月、8月4・6日 ・「人権・同和問題Ⅲ」：令和7年6月24日（清掃事務所長） 研修実施後の受講者アンケートでは「大変満足した」、「満足した」の回答が52%であった。より多くの受講者が満足できるよう実施内容のブラッシュアップを検討する。	企画部 総務部	企画課 職員課	
	66	多様な教育活動で育ついた人権教育・道徳教育	子どもたち一人ひとりの個性を認め、認め合い、認め合い、学び合う学習や異年齢の交流活動などをとおして、児童の自己肯定感や自己有用感、自他の心を尊重する心を育みます。また、道徳教育の充実により、自己の生き方や他者の心の開かわりについて考え、主体的に判断・行動ができる力を育てるとともに、豊かな体験をとおして、地域を大切にする心や社会性を育みます。	A：実施した	・各校の道徳教育の年間指導計画などを見直し、各校の道徳教育の充実を図った。 ・「中野区子ども們の権利に関する条例」を生かした子ども們の意見を反映させた教科活動や文化・芸術活動の機会や体験活動の充実を実現した。	・今後も児童・生徒の自己肯定感や自己有用感、自他の心を尊重する心を育むことができるよう道徳教育の充実に取り組む。 ・豊かな体験をとおして、地域を大切にする心や社会性を育むことができるよう各校の実態に合った体験活動を見直し、実施していく。 ・児童・生徒の実際の行動につながるようにすることが課題である。	子ども教育部 教育委員会事務局	指導室	
	67	人権教育実践事例集の作成	学校における人権教育のより一層の充実を図るために実践事例集を作成します。各学校は、この資料を活用し人権教育の全体計画や年間計画を作成するとともに、教育環境の整備を図り、人権教育を通して組織的に心の教育の充実を図ります。	A：実施した	・人権教育推進委員会において「人権教育推進資料」を作成・周知し、全校園で活用した。 ・各小・中学校が人権教育の全体計画や年間計画を作成し、人権教育を推進した。	・区の人権教育推進委員会作成の「人権教育推進資料」については一定の成果を上げたが、東京都が作成する人権教育プログラムと役割が重なっていることが課題だった。 ・今後は「人権教育推進資料」の作成については見直し、東京都人権尊重教育推進校の研究資料や東京都作成の人権教育プログラムを活用して、人権教育や心の教育の充実を図っていく。	子ども教育部 教育委員会事務局	指導室	
	68	情報モール教育	インターネット上の犯罪被害やSNS等を通じたネットいじめの防止を図るために、情報セキュリティを充実するとともに、学校や家庭において、情報を正しく安全に活用できる能力や自他を尊重する心を養います。	A：実施した	・セーフティ教室等で情報モール教育を実施した。 ・GIGAワークブックとさきょうを活用した日常的な情報モール教育を実施した。 ・各小・中学校で児童・生徒の意見を生かしたSNS学校ルールの作成及び改定を行った。	・今後も、児童・生徒の実態に応じたセーフティ教室を工夫・改善しながら計画・実施していく。 ・大人「自粛未の活用が浸透しきっている中、有効的な活用と危険の両面があることやオンライン上の犯罪等も刻々と変化していることについて、発達の段階や状況に応じた指導が必要である。	子ども教育部 教育委員会事務局	指導室	

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管			
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況		部	課		
将来像3 安全・安心な暮らしの実現											
あらゆる暴力の根絶											
69	中野区DV防止連絡会	DV防止法第9条（被害者の保護のための関係機関の連携協力）の趣旨に則り連絡会を開催しています。区、医師会、警察、NPO団体が構成員となり、区、関係機関及び関係団体の相互通連、DV防止及び被害者支援の推進、情報交換等を行います。	A：実施した	中野区DV防止連絡会 実施日：令和7年1月31日 内 容：男女共同参画センターの動向、構成員紹介、情報交換、※女性支援連絡会と同日開催	DV防止対策にかかる区関係部署、関係機関等との総合的な連携や情報交換等について確認する事ができた		企画部	企画課			
70	区内公共施設等への「DV被相談窓口」の設置	DV被害者の相談窓口を掲載した相談先カードを、区内公共施設、医師会、歯科医師会等に配布し、設置の依頼をします。	A：実施した	DV相談先カード 発行枚数：13,860枚 当初配布先：区関連施設 198か所 3,960枚 医師会・歯科医師会・医療機関 9,900枚 ※不足分については、適宜配付	・DV相談先カードを、関係機関を通じて被害者等に配布することでできている。 ・配布元や設置箇所の拡充を検討することで、より広範に周知できるようにする。		企画部	企画課			
71	職員向け「DV被害者支援ガイドブック」の発行	DV被害者支援における各課・関係機関の役割、二次被害の防止策等について職員向けガイドブックを作成・周知し、活用を促します。	A：実施した	・職員向け「被害者支援ガイドブック」の発行 府内他機関に連絡先、役割等を確認後、府内インフォネット上で周知を行った。	・配備者暴力相談支援センターや関係機関と調整のうえ、作成できている。 ・法改正や見やすさなどを考慮し、内容を見直していく。		企画部	企画課			
72	データDV防止講座	児童・生徒・学生等に向けて、いじめや心のあの方、人間関係等について考え方、自他を尊重する意識を学ぶ講座を実施、また免労冊子を配付し、交際相手からの暴力（データDV）根絶の契機とします。	A：実施した	データDV出前講座の実施 ・生徒向け 実施日：令和6年1月23日 参加者：新渡戸文化短期大学学生 10名 ・高校生向け 実施日：令和7年1月18日 参加者：鈴木丘高校生徒 488名	参加者から得られた実態の情報を参考によりよい事業を検討し、女性に対する暴力の予防及び根絶のための基盤づくりとして、今後も積極的に若年層を対象としたデータDV出前講座を実施していく。		企画部	企画課			
73	女性への暴力防止に関する講座・展示	女性に対する暴力をなくす運動期間（11月1日～25日）に開催した事業を展開します。区民向けの講座・パネル展示等を通じて、ハラスメントを含めたあらゆる暴力被害の実態に触れるともに暴力防止のための知識・技術や被害者の支援、通報制度等について正しく理解する実験をします。	A：実施した	区民向け事業 ・「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展の実施 実施日：11月18日～25日 ・中央図書館との連携展示 実施日：11月26日～12月26日 ※福祉連携課との共催にて実施	「女性に対する暴力をなくす運動」に連動した講座の実施を引き続き検討する。		企画部	企画課			
74	相談事業の拡充の検討・実施	相談者のニーズをふまえ、対象者を広げたり、SNSを利用するなど、相談いやさまざまな体制、方法を検討し、実施します。	B：全部もしくは一部実施できなかつたが、次年度以降に実施予定	様々な問題、悩みを抱え込んでいる方への支援体制の強化に向けて、区の相談窓口の現状等を踏まえながら、男女共同参画センターSNS相談の令和7年度開設に向けて検討を進めた。	SNS相談事業の開設に向けて、検討を進めることができた。 開設後も課題を洗い出しながら事業改善を図っていく。		企画部	企画課			
75	女性相談	女性の様々な悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を実施します。夫の暴力等による緊急避難を含めて、身命の安全と精神の安定を図るために、一時的に施設で保護します。男女からの相談には内容に応じて適切な窓口につなげます。	A：実施した	相談件数 999件 (配偶者暴力支援センター相談分395件含)	女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行った。相談件数の増加や相談対応に要する時間が増加（相談内容の複雑化により）しており、人員体制の強化が今後の課題となる。		企画部 健康福祉部	企画課 生活援護課			
76	中野区安全・安心（防犯）メールによる不審者情報等の区民等への情報提供	区内で発生した犯罪情報や不審者情報などを速やかに情報提供することで、地域の防犯意識を高め犯罪の抑止につなげます。	A：実施した	犯罪情報や不審者情報の提供と併せて、特殊詐欺被害状況や防犯啓発活動に係る普及啓発活動を行った。	防犯メールとシステム統合することにより、より幅広い層に対して啓発普及活動を行い、防犯意識を高めていく。		総務部	防災危機管理課			
77	防犯設備整備事業	町会・自治会等が設置する防犯設備（防犯カメラ等）の整備費用及び維持管理費の助成をします。また、設置の案内・周知を促進します。個人宅への防犯設備助成導入を検討します。	A：実施した	町会や商店会等の地域団体における防犯活動や防犯設備の整備に貢献して支援を行った。特に令和6年度は東京都が補助負担率を引き上げたため、できるだけ多くの団体が申請できるよう予算対応を行った。	引き続き町会や商店会等の意見を踏まえ、東京都と連携して設置費用や維持管理費について助成を行っていく。また、個人宅への防犯機器等購入補助についても導入に向けて検討していく。		総務部	防災危機管理課			
78	子どもの権利教育機関（子ども相談室）の運営	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、種別侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速いなきだれ及び子どもの権利の保障を図ります。	A：実施した	子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障を図るため、子どもの権利教諭委員に相談する窓口として、子ども相談室を運営した。子ども相談室には、子どもの権利教諭委員の職務を補佐する子どもの権利教諭調査・調査専門員（以下「専門員」という。）を配置した。 ◆子どもの権利教諭委員 学識経験者 3名 ◆専門員 会計年度任用職員 4名 ◆子ども相談室 相談受付 月曜日～土曜日、前午11時～午後7時（日曜日・祝日・年末年始は除く） 令和6年度新規相談件数 94件	現に権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに対し、迅速かつ適切な救済を行なうことができた。 令和7年度からも引き続き、子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障を図るために、子どもの権利教諭委員に相談できる窓口として、子ども相談室を運営する。		子ども教育部	子ども・教育政策課			
79	母子家庭等に対する緊急時保護	区内在住の緊急に保護を要する母子家庭、母子及び女子を一時的に保護します。	A：実施した	1. 実施内容 (1) 実施期間 母子生活支援施設（1施設） (2) 利用期間 1月31日まで (3) 利用料金 1居室1世帯 2. 事業実績 (1) 利用世帯数 3世帯 (2) 利用人数（実） 7名 (3) 利用泊数（実） 35泊 (4) 利用条件 住宅事情1件、DV2件	・住宅立ち退きやDVといった緊急性が高く保護を要する母子家庭等に対し、必要な支援を行なうことができた。 ・生活援助課の女性相談や児童相談所といった関係機関と連携しながら引き続き必要な支援に取り組んでいく。		子ども教育部	子育て支援課			
80	児童相談所の運営	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家庭等主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	A：実施した	・児童相談所への新規の相談件数1,555件（虐待相談1,022件含む）に增加了。 ・13名（所内保育、保護委員）の児童を一時保護した。 ・家庭での困難な子どもに対して最も最善の利益を実現することを目的とした、中野区社会的養育推進計画を策定した。 ・中野区里親養育包括支援（ウォーターリング）事業の準備を行った。	・中野区社会的養育推進計画を計画通り策定することができた。 ・里親養育包括支援（ウォーターリング）事業を開始し、里親制度の普及啓発を一層進めしていく。地域の中で子どもと子育て家庭を支えられるよう、日頃から悩みや困りごとを気軽に相談できる環境と、心理や医療等の専門支援、多様なニーズに応じたサポートを充実させていく。		子ども教育部	児童福祉課			
81	犯罪被害者等相談支援事業	犯罪被害者等からの相談を受け、必要に応じて助言や情報提供、裁判所等への付き添い、関係機関との連携等の支援を行います。また、協力会員を派遣して家事援助等を行なう日常生活支援や弁護士費用助成、ウォーターリング費用助成等の経済的支援を行います。	A：実施した	犯罪被害者やその家族等からの相談を受け、裁判所等への同行や出金等の支援を行い、関係機関とも連携しながら被害者等に寄り添う支援を行なった。 ・犯罪被害者等が困難な子どもに対して最も最善の利益を実現することを目的とした、中野区社会的養育推進計画を策定した。 ・中野区里親養育包括支援（ウォーターリング）事業の準備を行った。	犯罪被害者の相談は増加しており、引き続き関係所管課及び関係機関と連携しながら被害者に寄り添う途切れないと理解を行なうとともに、区民の犯罪被害者等への理解を深めるための普及啓発事業を取り組む。 また、犯罪を未然に防ぐ取り組みを強化するため、新たに児童館や学童、キッズ・プラザ等への出前講座を行い、幼少期から犯罪を生まない意識を高めるとともに、再犯防止対策と連携した啓発活動を継続していく。		健康福祉部	福祉推進課			
82	配偶者暴力相談支援センター運営	女性に関する相談、カウンセリング、情報提供、緊急時保険、生活保護の対応等の自立支援を一貫して行います。	A：実施した	配偶者暴力支援センター相談件数 395件	D・V被害者及び関係機関からの相談に応じ、関係機関と連携し被害者支援を行なった。また緊急避難が必要と思われる世帯等においては、身の安全及び生活安定を図るために一時的に施設での保護を行なった。		健康福祉部	生活援護課			
83	DV被害者に係る個人情報の保護	DV被害者の住民基本台帳事務における支援措置対象者について、加害者等による住民票等の閲覧、証明の発行を制限します。	A：実施した	支援措置処理件数 1199件 (新規：273件 継続：599件 変更：134件 支援対象者人数 1397人	申出についての相談・受付を適切に行なった。 証明書等の申請があった時は、厳正に審査を行なった。		各部	証明書等を発行する各課			

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況		部	課
生活上の困難に対する支援									
	84	支援調整会議の設置	女性支援法に規定されている「支援調整会議」を設置します。	A : 実施した	女性支援法に基づき、各関係機関、府内関係課を構成機関とする「中野区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議」を令和7年1月1日に設置。 ・中野区女性支援連絡会を開催 実施日：令和7年1月31日 内容：男女共同参画センター動向、構成員紹介、情報交換※DV防止連絡会と同日開催	各関係機関と調整を進めながら、支援調整会議を設置することができた。会議を活用し、困難な問題を抱える女性の支援に向けて、関係機関との連携を進めていく。		企画部	企画課
	85	民間団体等と協働した女性支援の検討	民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していく仕組みを検討します。	A : 実施した	行政と民間団体が協働しながら女性支援を推進していく仕組みのつとめて、「中野区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議」を令和7年1月1日に設置。	支援調整会議を活用して民間団体との協働を進めていくとともに、支援調整会議の構成機関でない民間団体との連携方法も検討していく。		企画部	企画課
	86	区民・団体等の活動拠点のあり方検討	区民及び団体の交流並びに諸活動を促進・支援するために、相談事業を含めた活動拠点のあり方を検討していきます。	A : 実施した	区民及び団体の交流並びに諸活動を促進・支援するため活動拠点のあり方として、下記の機能を有する拠点としてのセグメントを新たに設置することとし、府内から必要な機能を移動する方向で検討を進める方向で整理をします。 ・気軽に立ち寄りができることが、相談のきっかけ作りに有効な場 ・区民や様々な団体が交流・活動することができ、団体が育成される場 ・施策の周知・啓発・広報・実施を一體的に行う場	拠点となる施設の整備に向けて、必要な機能・スペースを検討していくとともに、供用開始までは相当期間を要するところが想定されるため、音と啓発事業等の拠点や民間団体との協働について順次検討・実施していく。		企画部	企画課
	87	生理用品の無料配布	経済的理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」に係るとして生理用品無料配布システムを区役所の女性トイレに設置しています。	A : 実施した	生理用品無料配布システムを区役所の女性トイレに設置 利用枚数：2989枚	生理用品無料配布システムを引き続き設置するとともに、必要に応じて設置場所の変更、拡充の検討をしていく。		企画部	企画課
	88	母子生活支援施設	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を設置し、養育支援、家庭支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	A : 実施した	1 入所定員 19 世帯 実績 (1) 退所世帯数 176 世帯 (2) 新規入所世帯数 5 世帯 (3) 退所世帯数 3 世帯 (4) 令和7年3月31日現在入所世帯数 18 世帯	・退所後の安定かつ自立した生活の実現のため、抱えている課題を整理し、必要かつ適切な助言や支援を実施してきた。 ・入所世帯数状況を丁寧に把握しながら、計画的に支援を行っていく。		子ども教育部	子育て支援課
	89	ひとり親家庭支援	ひとり親家庭（離婚成立前の実質ひとり親家庭を含む）に対し、日常生活や地域の中で孤立することを防ぐため等の情報発信の強化、相談しやすい環境づくり、関係機関と連携した支援の強化や養育費確保に向けた支援を行っています。また、離婚相手で中実質ひとり親家庭となった家庭に対し、金銭給付を行います。	A : 実施した	1. 養育費確保支援事業 (1) 公正評議会実績 (2) 退所世帯数 10 人 2. ADR 利用促進補助金事業 (1) 事業実績 0 人 2. 実質ひとり親家庭への子育て支援給付事業 支給実績 10 世帯 児童数 18 人	・区HP、区報やおしりを活用し、情報発信に取り組んだ。 ・各種補助金や給付金の支給により、ひとり親や実質ひとり親の生活支援を行なうことができた。 ・ADR 利用促進補助金については申請が無かったため、相談時に制度活用のメリット等を説明し、利用者の増加に取り組んでいく。		子ども教育部	子育て支援課
	90	母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	就業に結びつきやすい指定講座の受講や資格取得のため、養成機関で修業する場合、所定の給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	A : 実施した	1. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 (1) 事業実績 給付件数 2 件 (2) 譲り内容 社会福祉士短期養成課程、webデザイナー総合コース 2. 高等職業訓練促進給付金 (1) 事業実績 給付件数 8 名 延支給件数 7 月 (2) 対象資格 看護師、LPN認定資格、鍼灸マッサージ師、歯科衛生士、准看護師、webクリエイター能力認定資格、美容師	・母子家庭等自立支援教育訓練給付金については、問い合わせや相談が申請に繋がらないケースが多いため、資格取得後の労働など生活設計も含め助言を行なうなど、制度利用に繋げていく。 ・高等職業訓練促進給付金については、国の通知に基づき、IT系の資格やオンラインの受講形式についても就学や育児の状況に応じて給付を認めるところにより、相談・申請とともに増加している。 ・引き続き、就業に対する資格の有用性、就労や育児と並行して修行を行うための支援の必要性などを、面談を通じて適切に把握し、必要な給付を実施していく。		子ども教育部	子育て支援課
	91	学習支援事業	生活困窮世帯の小・中学生に学習支援を行ないます。小学生は家庭の状況を身につけ、学習機会の定着を図るとともに、中学生は学習対策としての学習指導により高校への進学を目指します。また、保護者には学習方法のアドバイスや受験についての情報提供などを行ないます。	A : 実施した	1. 対象学年 小学校 4 年生～中学校 3 年生 2. 対象者数 小学生 179 名、中学生 199 名 3. 事業内容 (1) 学習指導（小学生） 国語、算数の 2 教科について、月 3 回、計 28 回の集合型個別指導。 (2) 学習指導（中学生） 英語、国語のうち 1 ～ 3 教科について、週 1 ～ 2 回、計 4 ～ 11 回の集合型個別指導。 ・中学生 3 年生は、通常指導に加えて、夏休み中に夏期特別指導を実施。 (3) その他 学習・進路相談（受講者・保護者）、体験機会提供のための体験事業 等	・令和6年度は、対象学年を小学校 5 年生を 4 年生からに広げる、子どもの経験や体験機会の提供するためのイベント事業を充実させるなど、事業内容の充実に取り組んだ。 ・今後、ニーズのある高校生年代への学習支援についても実施の検討を進めていく。		子ども教育部	子育て支援課
	92	子ども食堂への支援	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	A : 実施した	1. 事業内容 原則月 1 回以上、10 名以上が参加できる規模で食事の提供や食事の配布を実施している団体への助成事業。 2. 助成限度額 3.5 万 3. 助成事業数 4 事業	・物価高騰の影響を考慮し助成額を 5 万円引き上げ、実施団体の活動を支えることができた。 ・物価高騰の影響を考慮し助成額を 5 万円引き上げ、実施団体の活動を支えることができた。 ・申請に基づき適切な審査等を実施し、制度の趣旨に沿った助成が円滑に行われた。		子ども教育部	子育て支援課
	93	困難を抱える子どもと子ども家庭を支援するための取組	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体との連携体制を構築するなど、生活の困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	A : 実施した	1. 身分 会計年度任用職員（専門職） 2. 事業内容 (1) 区内住民等支援団体の活動視察 (2) 区内機関との情報交換 (3) 子どもの貧困対策講演会、子ども食堂対象研修会等の運営など	・区内の子育て支援団体に加え、令和6年度は SSW など区内の支援機関とも情報交換を行なうなど、連携体制の構築に取り組むことができた。 ・今後は区内の団体や機関の情報発信の支援や、連携に必要な支援ニーズなどの把握を実施していく。		子ども教育部	子育て支援課
	94	妊娠婦・乳幼児の保健指導票交付	経済的理由により、保健指導を受けるのが困難な妊娠婦・乳児に対して、委託療養機関において必要な検査を無料で受けられるよう保健指導票を交付します。	A : 実施した	1. 対象要件 (1) 保険保護世帯の妊娠婦・乳児 (2) 住民税非課税世帯の妊娠婦・乳児 2. 受診料 (1) 妊婦 5 人 (2) 乳児 4 人 3. 受診件数 (1) 妊婦 5 件 (2) 乳児 4 件	・妊娠婦の乳児に対するアプローチを適切に行なっていく。		子ども教育部	子育て支援課
	95	入院助産	妊娠婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設に入所させるようにします（「児童福祉法第72条」）。	A : 実施した	入所：4件	申請に基づき適切な審査等を実施し、制度の趣旨に沿った助産が円滑に行なわれた。		子ども教育部	子ども・若者相談課
	96	子ども食事事業	経済的理由で保育園や幼稚園などに通園する家庭など子どもたちの育育に支援が必要な家庭に対して、食事を配達するなどとともに、配達時に家庭の状況を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。	A : 実施した	実利用世帯数 16 世帯 配食数 子ども 1,075 食、大人 832 食、計 1,907 食	養育に課題を抱える家庭に対し、配食を通じて児童の状況把握に努め、養育環境の整備を図った。		子ども教育部	子ども・若者相談課
	97	若者相談事業	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行ないます。	A : 実施した	新規相談 88 件 延べ相談件数 1854 件	相談者の個々の状況に応じて、信頼関係を構築しながら、きめ細やかな助言及び支援を行なった。また、相談内容に応じて適切な関係機関へつなげた。		子ども教育部	子ども・若者相談課
	98	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーコーディネーターによる支援者向け相談や地域包括支援センター等の関係機関への研修、支援機関の橋渡し役となるコーディネーターの配置等を行ないます。	A : 実施した	ヤングケアラーコーディネーターによる支援者向け相談や地域包括支援センター等の関係機関への研修を行なった。またヤングケアラーコーディネーターの顔の見える関係づくりを強化した。	相談に繋げるため、ヤングケアラーコーディネーターの周知を引き続き行っていく。また、関係者の異なる連携強化に向け、ヤングケアラーコーディネーターの顔の見える関係づくりを強化した。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況		部	課
生活上の困難に対する支援									
	99	生活困窮者自立支援制度	就職や住まい、家計改善支援など、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	A: 実施した	【新規相談受付者数】 1,140名	中野くらしサポートが関係機関と相互に連携し、相談者の個々の状況や経験等に合わせた適切な支援が行われた。		健康福祉部	生活援護課
	100	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学生年生、高校3年生の子どもを持つ低所得世帯に対し、学習塾の受講料と高校・大学の教科書の貸付を行います。返後、手数料を行なうことで済金が免除されます。	A: 実施した	【相談】880件 【申請】214件	令和7年度以降も引き続きホームページや区報により制度の周知を図り、中野区社会福祉協議会と連携し、事業を実施する。		健康福祉部	生活援護課
	101	区管住宅の運営	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅困难解消の低所得者に対して低廉な家賃で貸貸することで区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。	A: 実施した	区管住宅453戸を住宅に困窮する低所得者に対して低廉な使用料で使用を許可し、適切に運営した。	今後も引き続き適切に運営していく。		都市基盤部	住宅課
	102	居住支援体制の推進	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を構築することで、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。	A: 実施した	居住支援協議会が開催する勉強会等において、各関係機関の役割や課題を確認する所により、子育て世帯を中心とした定確配慮者に対するサポート体制の強化を行った。 また、民間賃貸住宅のオーナー向けのセミナーを開催し、住宅確保要配慮者の入居促進につながる各種サービス等について情報提供を行なった。	住宅部門と福祉部門の相互理解の促進と連携強化のため、住宅確保要配慮者とオーナー双方に対する情報提供を強化していく。 協議会に加入している関係団体に対して、協議会の取組みの周知を図る。		都市基盤部	住宅課
	103	就学援助	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費などは校教育に必要な経費を負担している。特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者についても特別支援学級就学助成費の制度を実行しています。	A: 実施した	【就学援助】2,356人（令和7年度新小1、159人を除く） 288,803,791円 【奨励費】158人、5,293,372円（いすれも令和6年度末時点）	区立小・中学校は全児童・生徒に申請書を配布。制度の周知を図るとともに申請漏れのないよう努めた。		子ども教育部 教育委員会事務局	学務課
生涯にわたる健康支援									
	104	性に関する知識の普及啓発のための取組	性に関する正しい知識の提供や、リブロダクティフ・ヘルス／ライツに関する情報について検討し、実施します。	A: 実施した	性に関するオンライン講演会「子どもの性教育」を開催 令和7年3月9日 講師：高橋 幸子（産婦人科医） ○内容 ・性教育の現状 ・性教育の必要性 ・子供への伝え方など 申込人数：283人 アーカイブ視聴回数：435回	性教育に関する講座をオンラインで開催することで、性に関する知識の効率的な普及啓発に向けて、より訴求力のあるテーマ選定や効率的な開催方法について検討していく。		企画部	企画課
	105	子どもの健康教育	健康教育の一環として、区内保育施設に対して「プライベートツーリング」に関する情報提供します。	A: 実施した	中野区保育園保健衛生研究会にて情報共有した。	引き続き実施する。		子ども教育部 教育委員会事務局	保育園・幼稚園課
	106	妊娠相談保健指導事業	妊娠を望む区民に対し、産婦人科医又は泌尿器科医が、妊娠及び不妊について保健指導を行います。	A: 実施した	1 事業実績 受診件数 5件	引き続き、妊娠を望む区民に対するアプローチを適切に行っていく。		子ども教育部	子育て支援課
	107	不妊相談支援	妊娠を望む区民や不妊に悩む区民に対し専門的な相談及び情報交換の機会を提供します。	A: 実施した	1 不妊専門相談事業 相談人員 19人 2 ほっこりピアおしゃべり会事業 参加人員 9人	引き続き、妊娠を望む区民や、不妊に悩む区民に対するアプローチを適切に行っていく。		子ども教育部	子育て支援課
	108	不妊検査等助成事業	東京都不妊検査等助成事業の承認決定を受けている夫婦に対し、医療費（文書料等を除く）の一部について助成します。	A: 実施した	1 不妊検査等助成事業 助成件数 9 件 2 特定不妊治療費（先進医療）助成事業 ※令和6年度開始 助成件数 6 件	引き続き、妊娠を望む区民の経済的負担を軽減し、出生率の向上に向けた取り組みを進めています。		子ども教育部	子育て支援課
	109	妊娠相談支援事業	中野区内妊娠届出を全全ての妊娠及び支援が必要とする妊娠を対象に、保健師等が妊娠を行い、個別の支援プランを作成し、産前・産後のサービス提供につなげるとともに、面接後、地区担当保健師によるフォローを行います。	A: 実施した	4すこやか合計 妊娠新規プラン2,355件 産婦新規プラン73件	令和7年度より妊娠を対象とした面接（かんがる一面接）について、産後まで切れ目ない支援に繋がるよう実際には産後ケア事業を実施する助産院が属する東京都助産師会に委託した。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	110	産後ケア事業	産後にいたる心身の不調や育児不安のほか、支援が必要となる場合に、産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児支援、その他必要な支援を専門職が行います。	A: 実施した	ショートステイ（13事業者） 実人員490人、利用延日数1,897日 デイケア（15事業者） 実人員1,167人、利用延日数3,628日 アウトリーチ（6事業者） 実人員450人、利用延日数1,184日	令和7年度より、ショートステイ（1事業者減、1事業者増）アーカイブ（2事業者増）アウトリーチ（1事業者減1事業者増）アウトリーチについては、利用料を3,000円から2,000円に減額した。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	111	産前・産後サポート事業	出産に向けての情報提供、妊婦同士の交流の場の設定、出産や育児の不安及び孤立感の解消のための講座を実施します。また、産後の親同士の情報交換や交流機会を設けることで、育児不安の解消を図ることとともに仲間づくりを促します。	A: 実施した	産前サポート事業（4すこやか、委託事業者で実施） 2回実施 160人参加 産後サポート事業（4すこやか、委託事業者、児童館で実施） 121回 3638人参加（父親向け講座除く）	・令和7年度より、産後サポート事業について内容、対象者の見直しを行なった。 ・初産婦のみ対象だった事業について経産婦も参加可能とした。 ・2ヶ月以内の母子が参加できる事業を開始した。 ・受付については、全事業レゴフォームに変更した。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	112	産前事業支援事業	妊娠中ににおいて家族等の援助が受けられない支援を必要とする方に対し、妊娠の健診の回復及び負担の軽減を目的として、家庭支援者を派遣して支援を行います。	A: 実施した	3事業者 実人員77人 利用延時間660時間	令和7年度は1事業者減 保健師アセスメント後の事業の申請についてレゴフォームでの申請も可能とした。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	113	産後家・育児支援事業	1歳未満の子どもを育てる家庭の負担軽減、孤立化や産後への未然防止を目的として、「家事育児サポート」（産後ドクターハビビンセンター・家事育児ヘルパー等）を派遣して支援を行ないます。	A: 実施した	6事業者 実人員461人 利用延時間7,223時間	1事業者減、3事業者増 窓口での申請と併せてレゴフォームでの申請も可能とした。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	114	多胎児家庭支援事業	同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることが伴う身体の・精神的負担や、外出の不自由等の困難に対しての支援として、移動経費補助、家事育児の支援、多胎児育児する家庭や多胎妊娠婦の交流事業を行ないます。	A: 実施した	6事業者 実人員47人 利用延時間3,332間	6事業者 実人員461人 利用延時間7,223時間		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	115	女性の健康講座	女性自身やそのパートナー・家族の心身の健康を考えることで女性の健康の維持増進を図ります。	A: 実施した	4事業 実人員6 3人	令和7年度は「女性のための健康講座」を「地域健康学習支援」とし、地域への依頼出前講座も含め、対象を女性に限定せず実施する。		地域支えあい推進部	地域包括ケア推進課
	116	がん等健診の実施及び受診勧奨事業の実施	乳がん、子宮頸がんをはじめ、がん等健診の実施及び受診勧奨事業を実施します。	A: 実施した	6月から翌年2月にかけてがん等健診を実施しており、9月頃には、受診券を発券していない乳がん・子宮頸がんの対象者の一部に向けて、受診勧奨を行なっている。また、9月がん征圧や10月乳がん月間で検診の啓発を行なっている。	引き続き、受診券を送るなどの受診勧奨と啓発に努めしていく。		健康福祉部	保健企画課
	117	自殺対策の推進	自殺に関する正しい知識の普及啓発や、様々な問題に対応するための相談窓口の周知、ゲートキーパー養成研修等を実施します。	A: 実施した	【自殺対策強化月間ににおける普及啓発】 団體特別展示（夢通り）掲示・区役所口頭掲示・中野駅ガード下ギャラリー掲示 ・公共交通機関ヘポスター掲示 【ゲートキーパー養成研修】 区民向け・職員向け・関係機関向け、高齢施設向けに実施。	おおむね計画通り実施できた。今後は現在の普及啓発活動を維持しつつ、様々な媒体の活用を検討し、拡充を図る。		健康福祉部	保健予防課

将来像	施策の方向性	主な取組			令和6年度の取組実績		評価と令和7年度以降の予定や課題	所管	
		事業番号	事業名	事業概要（計画記載）	進捗状況	取組状況		部	課
生涯にわたる健康支援									
	118	若年層向けに「いのちの健康講座」	大学等の学生に対し、メンタルヘルスケア、自殺予防、ゲートセーバー研修の要素を盛り込んだ講座を実施します。	A：実施したい	中野区内大学や専門学校等へ当事業について周知を行い、若年層支援者向けに2回出張講座を実施した。	おおむね計画通り実施できた。チラシの送付のみでは、事業利用に至らないため、大学等へ自殺の現状と事業の説明を行い、事業の広報を強化していく。	健康福祉部	保健予防課	
	119	勤労者向けはじめのメンタルヘルス相談	働いている人が相談を受けられるよう土日を中心に、精神科医や心理師等によるメンタルヘルス相談を実施します。	C：検討中（実施時期未定）	未実施	勤労者向けの相談方法を実施検討中	健康福祉部	保健予防課	
	120	「生命（いのち）の安全教育」の推進	生命の尊さを学び、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、各学校に対し、「生命（いのち）の安全教育」のための教材や実践事例集等の活用を推進していきます。	A：実施したい	各校園での「生命（いのち）の安全教育」のための教材や実践事例集等を活用した指導を実施した。	・性犯罪・性暴力の防止に向けて、各校園が子どもたちの発達段階に応じて、性教育の視点と安全教育の視点の両面から加害者も被害者も生まれないよう指導を行っていく。 ・今後も、文部科学省の教材例や指導の手引きを活用し、プライベートゾーンやSNS上での性犯罪被害を含む危険について継続的に指導を行うよう周知していく。	子ども教育部 教育委員会事務局	指導室	
	121	性教育の実施	学習指導要領に示されている性教育の内容をもとに児童・生徒に確実に指導することをもとに性教育の理解と理解を深め、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、産婦人科医や助産師等を講師として招へいした「性教育の授業」を実態に合わせて実施します。	A：実施したい	・学習指導要領に示されている性教育の内容について、全小・中学校で指導を実施した。 ・東京都教育委員会の実施する、産婦人科医と連携した「性教育の授業」を令和6年度も区立中学校1校で実施した。	・今後も学習指導要領に示されている性教育の内容について、性教育の年間指導計画を作成し、計画的に指導を実施していく。 ・立区幼稚園、小学校、中学校で、子どもたちの発達の段階を考慮し、社会的の背景に合わせて性教育を実施していくことが重要であると考える。	子ども教育部 教育委員会事務局	指導室	